明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令（法務一六）　一
○農産物検査法施行規則の一部を改正する省令（農林水産一六）　二
〔告　示〕
○医療分野に係る中小企業等経営強化法第十二条第一項に規定する事業分野別指針の一部を改正する件（厚生労働六五）　三
○農産物検査法施行規則の規定に基づき標準抽出方法を定める件の一部を改正する件（農林水産五三二）　五
○農産物検査法施行規則の規定に基づき農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日を定める件の一部を改正する件（同五三三）　六
〔官庁報告〕
官庁事項
日本貸金業協会の業務規程の変更の認可に関する公示（金融庁）　六
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（同）　三
〔公　告〕
諸事項
官庁
犯罪被害財産支給手続開始決定関係　吾
裁判所
破産、免責、再生関係　吾
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、平成三十年度日本放送協会貸借対照表及び損益計算書、弁理士登録関係　六
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　六
会社その他
会社決算公告　六

省令

○法務省令第二十六号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十九条第二項及び第二十条第二項の規定に基づき、法務局及び地方法務局の支局及び出張所設置規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年七月十六日

法務大臣　山下　貴司